

(仮称) 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の立案の背景と趣旨

1 県内における金属盗難の現状

(1) 犯罪の認知件数等

県内における令和5年11月末現在の金属盗難の認知件数は、1,523件（前年同期比＋745件）、被害総額19億6,552万1千円（前年同期比＋14億4,853万8千円）と急増している。認知件数は、全国でワースト2位であり、令和2年以降でも千葉県は常にワースト3位内に位置しており、厳しい犯罪情勢である。

盗難件数の増加は、財産に対する損失や自主防犯対策による費用・労力の消費をもたらすなど県民への影響が大きく、対策が急務となっている。

(2) 金属盗難の特徴

窃盗犯の検挙事例からは、個人による犯行の他、犯罪グループによる広域・連続なものが確認されており、一度被害が発生すると、その周辺地域や連日にわたる被害が発生することが確認されている。

被害品としては、太陽光発電設備の高圧ケーブル等の盗難件数が1,061件で最も多く、次いで道路に設置されるグレーチングやマンホール等が207件、工事現場に設置される敷鉄板や足場板等が59件、銅製の建築資材である屋根板等が49件であり、これらで被害品全体の約9割以上を占めている。

(3) 金属盗難が増加している要因

ア 金属盗難が発生しやすい環境

県内では、郡部では太陽光発電設備が多く存在する一方、都市部では建設資材を扱う工事現場が多いなど、金属製の物品が豊富に存在している。

これらの場所に存在する物品は、①屋外で使用されており防犯対策が困難、②取り外しが容易、③人目につかずに窃取可能、など盗難が発生しやすい環境があると考えられる。

イ 盗難品を換金処分しやすい環境

①近年、金属類の市場価格が高騰していること、②県内では、原材料としての価値に着目して金属類を売買する金属類取扱業者が急増していること、③原材料としての価値に着目して売買される場合は、十分な品定め等されることなく取引されがちであること、など盗難品を売却しやすい環境があると考えられる。

2 金属類取扱業者の現状

(1) 事業の概要

金属類取扱業者は、買い集めた金属類を相場に合わせて売却することで利益を得る業態であり、屋外保管場（いわゆるスクラップヤード）を有していることが多い。

原材料としての価値を高めるため、破碎・圧縮等の処理を行う事業者もいる。

金属類の取引は、事業場内に限られず、建設工事現場など事業場外に出張して取引することも行われている。

(2) 発生している問題

金属類取扱業者は、次のような実態から、結果的に窃盗などの犯罪を助長し、又は容易にする基盤となってしまうている。

ア 金属類取扱業者は、原材料としての金属の価値のみに着目して取引するため、入手経路や売主の属性などを慎重に確認する動機が働きにくく、不正品と疑いながらも経済活動を優先して買い取ってしまう事業者が存在している。

イ 物品そのものの性質から所有者等を推定・特定することが困難なうえに、保管場所では他の物と混合して雑然と保管されていることや、破碎・圧縮等の処理がされてしまうため事後的な被害の回復が困難な場合が多い。最終的には原材料となるため、追跡が不可能となる。

ウ 窃盗犯の検挙事例から、盗難品は金属類取扱業者に売却されていたことが確認されている。

3 現行法令や県警の取組の状況

(1) 「中古品」を売買等する営業は古物営業法の規制対象であるため、窃盗の発生防止等に効果をあげているが、金属類としての原材料の価値に着目して売買する場合は、古物営業法の規制対象外である。

(2) 法令の規制が及ばないため、県警としては、任意の立入調査を通じて実態把握に努めてきたが、任意の協力依頼だけでは十分な確認が難しく、盗難品の流通防止を図ることができない。

(3) 金属盗犯の増加を受け、防犯パトロールや防犯指導等を強化しているものの、主な被害品である電線やグレーチング等は、一般に、誰でも容易に立ち入ることができる屋外に設置されていることから、盗難防止対策には限界がある。

4 県条例による規制の趣旨

(1) 窃盗の被害件数等が多い金属製の物品を「特定金属類」とし、特定金属類を売買等する営業を行おうとする場合は、あらかじめ公安委員会の許可を必要とする。

(2) 許可制とすることで、適正な取引が期待できない者を排除する。

(3) 許可を受けた事業者に対し、取引相手の確認、不正品の申告、取引記録の作成・保存等を義務付けることで、盗難品の売買の防止や流通の阻止を図る。

(4) 警察本部長等は、被害品を通知する「品触れ」や、不正品の疑いがある物を一定期間保管させる「差止め」ができるものとし、盗難品の早期発見と被害の回復を図る。

(5) 規制の実効性を担保するための手段（報告徴収、立入検査、事業者への指示、営業停止命令、許可の取消し、罰則など）を設ける。